

DVによる離婚をめぐるって

北仲 千里

NPO法人 全国女性シェルターネット



1. ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence, DV)とは

- 「ドメスティック・バイオレンスDomestic Violence (DV)」とは、夫婦や恋人など、親密な関係にある人 (あった人) から脅迫、侮辱、非難、抑圧、殴るなどさまざまな方法で自由を奪われ、人間としての尊厳を否定され、支配されることをいう。

*Intimate Partner Violence (IPV) や

Domestic Violence & Abuse(DVA)もほぼ同義語

DVは 男性→女性 なのか？

- そんなことはありません。「DV」という概念自体は、性別を問わずあてはめられる
- しかし、加害者の圧倒的多くが、男性なのです。
- 「DV」は「女性問題」ではなく、「男性問題」
男性をDV加害者に育ててしまうこの社会の病気

国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」
1993年 など

「女性に対する暴力 (Violence Against Women) 」

「ジェンダーに基づく暴力 (Gender-based violence)」
という問題設定

周縁的・逸脱的事例なのではなく、本当にたくさんの女性が人生を狂わされている

2. DVとは実際どんなものか

本質は、支配とコントロール

様々な方法を使って、相手を自分のペットか奴隷のように虐待し、相手の気力や自己決定を奪っていく。

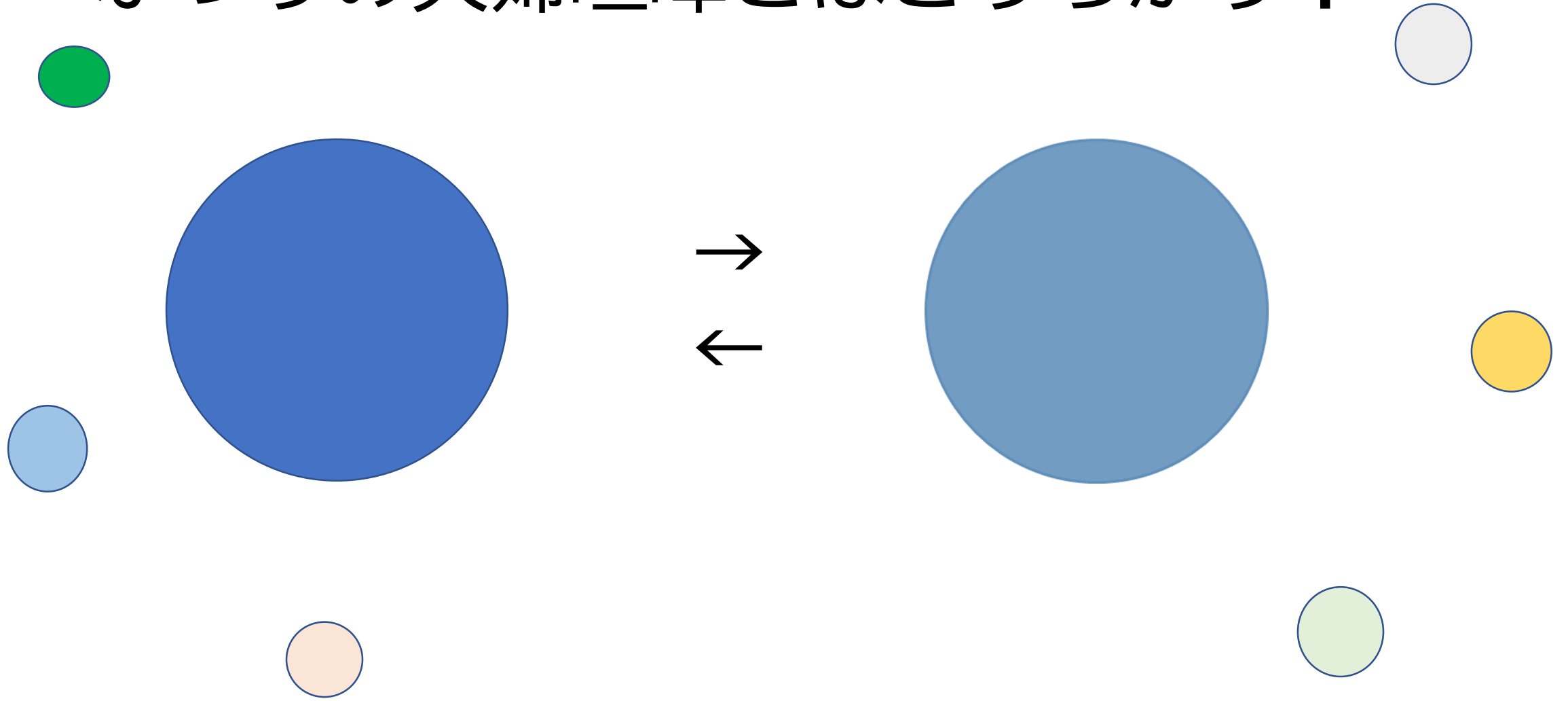
身体的暴力

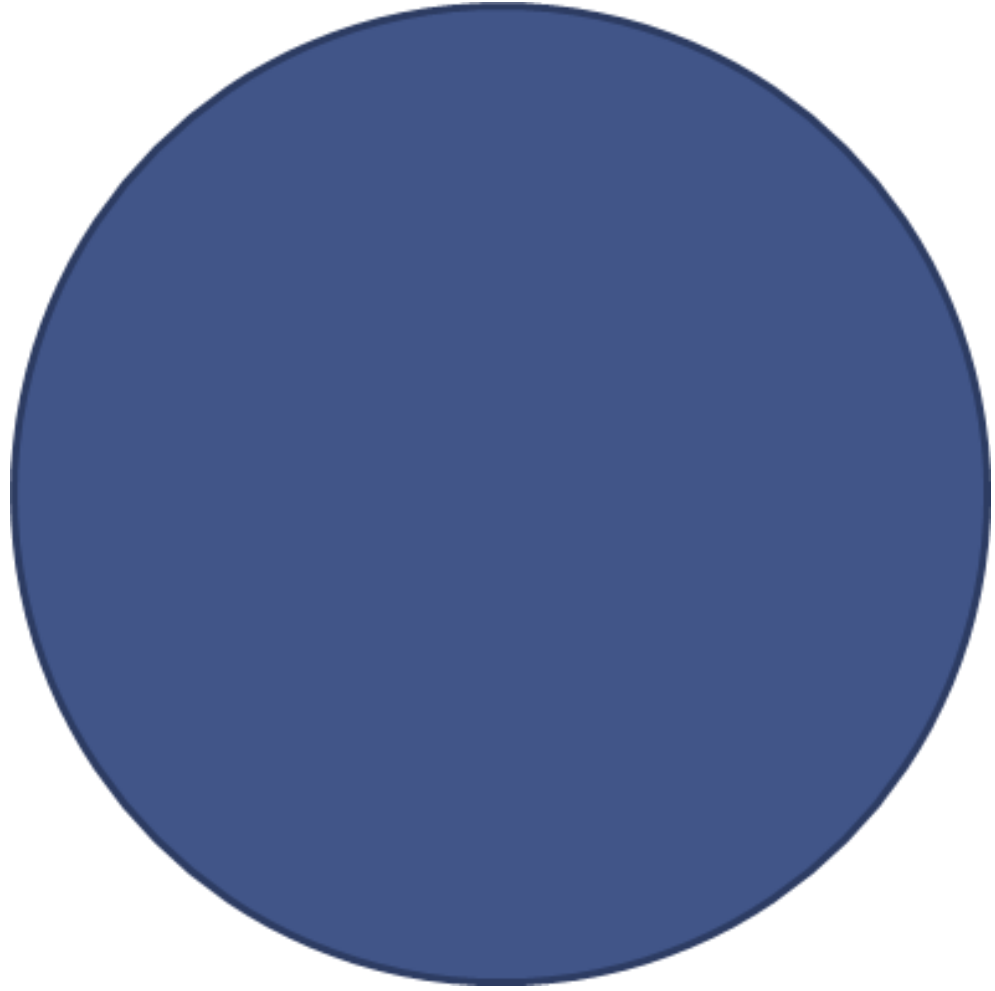
行動の監視・コントロール・束縛

精神的ないじめ 経済的な搾取

性的な暴力 子ども

ふつうの夫婦喧嘩とはどうちがう？





レジリエンス 中島幸子さんの講演より

DVの支配とコントロール

- **身体的暴力**

(殴る、蹴る、壁にものをぶつける、熱湯をかける、首を絞める)

- **行動の監視・コントロール・束縛** (しよっちゅうLINE・携帯などで行動を報告させる、誰と会ってもいいか許可したりする、外出を制限する、着る服も命令する、すぐ浮気を疑う)

- **精神的ないじめ (モラル・ハラースメント)**

ひどい言葉で相手をバカにする、車から突然降りろと言って置いていく、怒鳴る、相手の話をいつも無視する、ストレスのやつあたりをする、説教が止まらない

DVの支配とコントロール

・経済的な搾取

家族なのに生活費をくれない、収入や貯金がいくらあるか教えない、借金をさせる、携帯代は全部払わせる、高いプレゼントを要求する

・性的な暴力

避妊に協力しない、相手の意思を大事にせずに無理やりなセックスをする、妊娠しているのに大切にしない

「なぜ別れないの」と世間の人 は思いがちだが

- 「逃げられるはずがない」という心理にはまりこんでいる
- 自分よりも、相手のことを心配したりしている
- 個人的なことであり、他人には話せないこと
- 生活のこと、子どものことなどが気がかり

被害経験者の証言

内閣府「配偶者等からの暴力に関する事例調査」2002年より

- もし家を出たら、相手が追いかけてきて私はきっと殺される 52人
- 誰も助けてくれる人はいない 51人
- 裁判や警察などは自分を助けてくれない 49人
- 暴力をふるわれていることを誰にも知られたくない 48人
- 私ひとり、または子どもと自分だけで生きていくことができるか不安 47人
- 今はひどいが何とか状況をよくすることができる 47人
- 家族は一緒にいるべきである 46人

DV加害者のプロフィールや認識

- DV加害者は、特定の年齢や社会的地位にだけ存在するものではない。
- 独占欲・支配欲
- DV加害者は、親密な相手（=自分のもの）にだけは、残虐な態度をとる
（してもよいと思っている）

DV加害者の思考や行動

愛情と独占欲の混同。

→ 別れ話に逆上 「裏切られた」

- 相手へのコントロールを取り戻したい
(元のさやに戻って何も問題が無かったことにしたい)

急に優しくなったり、戻ってきてくれと懇願する
どこまでも追いかけて探し出そうとする

→ それが無理なら、より激しい暴力、
その果てには“別れ話のもつれ” 殺人

3. DV被害者の支援

相談・気持ちの整理・意思決定の援助

避難・安全の確保（緊急シェルター）（保護命令申請）

新しい住宅へ転居（住所を移さない、又は住所を秘匿）

仕事探し・就労 回復・治療

この過程でむしろ子どもの心の問題も生じる

これらが一旦落ち着いてから、離婚の手続など

（家裁の調停、弁護士相談、裁判など）

4. DVと離婚

(1) DV家庭と養育費について

母子家庭は貧困 年間平均所得 306万、270万

(厚労省 「国民生活基礎調査」)

DV被害を受けて避難した母子は、
その中でも最も厳しい貧困に苦しんでいる。

①養育費等を夫から受け取れないことが多い。

- 逃げることを優先 接触したくない
- 加害者である夫の方も、払わない。
「養育費を払うなら、居場所を明かせ、子どもに会わせろ」
バーター
- もともと対等に話し合える関係に無く、
いくら収入や貯金があるかわからない。

②安定した十分な収入を得て暮らしていくのが難しい。

精神的な回復支援、治療が必要で、すぐには働けない。

養育費等について 望むこと

- 国や自治体が養育費を確実に支払わせる仕組みを
- 額の取り決めを第三者（裁判所等）が援助すべき
- 居場所の開示や子の面会と、バーターにしない

(2) DVケースの範囲を「例外」扱いすべきでない

離婚するカップルの関係性のイメージ

現在でも決められる
人たちには制度は不要

表面化して いるDV	隠れDV	対立・葛藤	協力・話し合 いができる 【2割?】
---------------	------	-------	--------------------------

**(1) DV被害者にとって、
面会交流 = 「DV/虐待行為」が続くこと**

- 現在も「原則実施」で非常に苦しんでいる。
- DVと主張しても（DVと認められても）、面会交流は実施するよう裁判所、弁護士などから言われている。
- 離婚成立や養育費とバーターにされている。

→ アンケートなどからの生の声（資料1）

(2)子どもにとっての悪影響

同居中も、避難後も子どもたちは調子が悪くなり、苦しんでいる

(回復支援の施策がない)

人の顔をうかがうようになった

暴力的になった

急に甘えるようになったり、赤ちゃんがえりをした おねしょ

以前に比べて元気がなくなり、口数が減った

わがままを言わなくなるなど、遠慮するようになった

ひきこもり

(養育費を払わない) お父さんは、自分のことなんかどうでもいいの？

◆子どもの状況や意思から判断することが重要。

(柔軟に判断し、またその後も変更していく)

離婚の「子どもへの影響」をどのように把握し、
何を根拠に「面会可」など、判断していくのか
論点整理と根拠について議論されるべき。

ありがとうございました。

付属資料 1, 2 もお読みください (事例および支援者や当事者の声)



NPO法人全国女性シェルターネット

<https://nwsnet.or.jp/ja/>